

「外国人研修・技能実習制度」 の具体的な改革について

以下のような提案を行っています。

1

外国人研修生・技能実習生の受け入れ人数枠は、企業単独型だけでなく団体監理型も「5%ルール（常勤職員20名につき研修生1名）」を基本とする。

2

団体監理型では、研修1年間だけで帰国させてしまう受け入れは認めない。研修生・技能実習生が自らの意思で受け入れ先を変更できるシステムを構築する。

3

JITCO（国際研修協力機構）の地方駐在事務所を拡充し、チェック体制を強化する。

4

団体監理型も含め、受け入れ企業の生活指導員、研修指導員を専任とする。

5

研修生も労働者として位置づけ、労働法の適用対象とする。

6

日本人従業員と同等の賃金水準が実効的に確保されるよう、具体的な制度を確立する。

7

技能実習終了時の技能検定3級受検を義務づけ、企業ごとに結果を公表する。

8

不正行為を行った受け入れ企業・団体の受け入れ禁止期間は5年に延長する。

9

帰国後の再入国・再実習は、厳密な要件を明確にし、企業単独型に限定して認めることにする。

10

国内免許が送り出し国でも通用するよう、政府として働きかけを行い、研修生・技能実習生に取得の道を開く。



全日本金属産業労働組合協議会（金属労協／IMF-JC）議長 加藤 裕治

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階

TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476

URL <http://www.imf-jc.or.jp> ●問い合わせ：金属労協政策局